

○島根県警察情報管理システムの運営に関する訓令

(令和元年9月6日島根県警察訓令第10号)

島根県警察情報管理システムの運用管理に関する訓令（平成23年島根県警察訓令第9号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この訓令は、島根県警察情報管理システム（警察業務の効率化又は高度化を図るため島根県警察が設置する情報システムをいう。以下「県警察情報管理システム」という。）の設計並びに運用及び維持管理に関し必要な基本的事項を定めるものとする。

（対象業務）

第2条 この訓令の対象となる業務（以下「対象業務」という。）は、県警察情報管理システムを利用して行う情報の利用及び管理に係る業務（警察庁情報管理システムに相互接続（島根県警察が設置するサーバ、メインフレーム又は端末装置と警察庁が設置するサーバ又はメインフレームとを接続することをいう。）する業務を除く。）とする。

（基本方針）

第3条 島根県警察は、関係部門相互の協力の下、その利用実態を適切に把握しつつ、県警察情報管理システムの運営を行うものとする。特に、行政運営の簡素化及び効率化に資するよう情報通信技術の活用が推進されている昨今の情勢を踏まえ、島根県警察においても一層事務能率を増進し警察業務の効率化及び高度化を実現するため、各部門の業務について県警察情報管理システムの活用を図るとともに当該システムの有効性の向上に努め、あわせて、警察業務における情報の保護及び継続性の確保の重要性に鑑み、対象業務を適正かつ円滑に実施するため、県警察情報管理システムにおいて取り扱う個人情報その他の情報を適切に管理するとともに、その機能を維持し、県警察情報管理システムの安全性を確保するものとする。

（運営体制）

第4条 警察本部にシステム総括責任者及びシステム管理者を置く。

2 システム総括責任者は、警務部長をもって充て、県警察情報管理システムの運用並びに設計及び維持管理に関する事務の総括を行うものとする。

3 システム管理者は、警務部情報管理課長をもって充て、システム総括責任者の事務を補佐するものとする。

（運用主管課長の事務）

第5条 対象業務を主管する警察本部の所属の長（次条において「運用主管課長」という。）は、次に掲げる事務を行うものとする。

- (1) 所管する対象業務の新設又は変更に係る機能要件の検討に関すること。
- (2) 所管する対象業務の実施方法の策定及び指導に関すること。
- (3) その他所管する対象業務の実施に関する事務の総括に関すること。

(県警察情報管理システムの設計)

第6条 システム総括責任者、システム管理者及び運用主管課長（以下「システム総括責任者等」という。）は、県警察情報管理システムの設計に当たっては、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 情報処理の正確性及び適時性の確保
- (2) 障害時の復旧対策、アクセス統制等によるシステムの安全性の確保
- (3) 関連業務間におけるデータ、機能等の整合性の確保

(県警察情報管理システムの運用及び維持管理)

第7条 システム総括責任者等は、県警察情報管理システムの運用及び維持管理に当たっては、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) システムの適正な利用の確保
- (2) システムに係る情報の厳格な取扱いの確保
- (3) 附帯する電源設備等を含めたシステムの適切な維持管理
- (4) 事故発生時に執るべき措置の策定及び当該措置の関係職員への周知

(教養)

第8条 システム総括責任者等は、関係職員に対して、県警察情報管理システムによる処理に係る情報の適正な取扱いについての教養を行うものとする。

(情報管理業務監査)

第9条 警察本部長は、県警察情報管理システムによる処理に係る情報の取扱いの状況を把握するため、システム総括責任者等に情報管理業務監査を行わせるものとする。

(細部事項)

第10条 この訓令に定めるもののほか、県警察情報管理システムの設計並びに運用及び維持管理に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、制定の日から施行する。